

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連欧州経済委員会の「制動装置に係る協定規則（第13号）」及び「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」を採用し、国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」等を改正します。

2. 改正概要

(1) 保安基準及び細目告示の改正

- ① 制動装置（保安基準第12条、細目告示第15条、第16条、第93条、第94条、第171条、第172条、別添10、別添11、別添15関係）

「制動装置に係る協定規則（第13号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

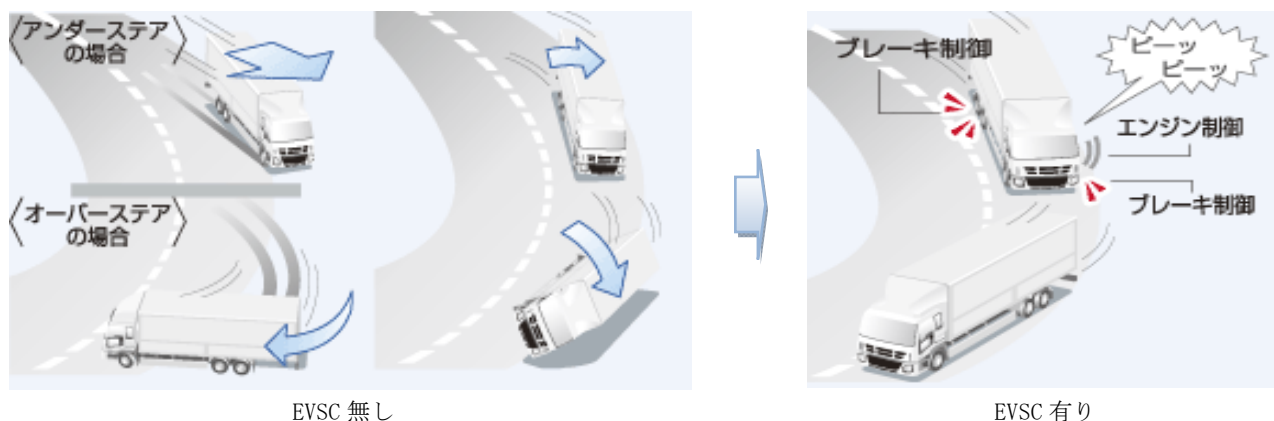
【適用範囲】

- 自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車カタピラ及びそりを有する軽自動車、並びに最高速度25km/h以下の自動車を除く。）

【改正概要】

- EVSC（車両安定性制御装置）^{※1}について、上記【適用範囲】の自動車のうち、以下の自動車に義務付けることとします。
 - ・専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t以下又は12tを超えるもの（立席を有するもの及び被牽引自動車を除く。）
 - ・貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が20tを超えるもの（被牽引自動車を除く。）及び第5輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が13tを超えるもの
 - ・最大重量が3.5tを超える被牽引自動車（空気ばねを備える3軸以下のものに限る。）

^{※1} 走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置をいう。



- ABS（アンチロックブレーキシステム）^{※2}について、現在装備が義務化されている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（路線バスを除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車）に加え、上記【適用範囲】の自動車全て^{※3}に対し装備を義務付けすることとします。

^{※2} 走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置をいう。

^{※3} 車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。

- その他、主制動装置、二次制動装置、駐車制動装置及び補助制動装置について、性能要件等を協定規則第13号において求められる要件へ変更します。

【適用時期】

新型車：

対 象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が12tを超えるのもの（被牽引自動車を除く。）	平成26年11月1日以降 （ただし、立席を有する自動車にあつては、平成28年2月1日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超え12t以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成28年2月1日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成27年9月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が22tを超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成26年11月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が20tを超え22t以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成27年9月1日以降 （ただし、EVSCの装着義務は平成28年11月1日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超え20t以下のもの（第5輪荷重を有する牽引自動車であつて車両総重量が13tを超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成28年2月1日以降
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が3.5t以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成27年9月1日以降 （ただし、軽自動車にあつては、平成28年2月1日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が13tを超えるもの（第5輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成26年11月1日以降
被牽引自動車	平成27年9月1日以降

継続生産車：

対 象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 12t を超えるもの（被牽引自動車を除く。）	平成 29 年 9 月 1 日以降 （ただし、立席を有する自動車にあつては、平成 30 年 2 月 1 日以降）
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t を超え 12t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 30 年 2 月 1 日以降
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、車両総重量が 5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 29 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 22t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 29 年 9 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 20t を超え 22t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）	平成 30 年 11 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が 3.5t を超え 20t 以下のもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車であつて車両総重量が 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。）	平成 30 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（被牽引自動車を除く。）	平成 29 年 2 月 1 日以降 （ただし、軽自動車にあつては、平成 30 年 2 月 1 日以降）
貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 13t を超えるもの（第 5 輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	平成 30 年 9 月 1 日以降
被牽引自動車	平成 29 年 2 月 1 日以降

- ② 操縦装置（保安基準第 10 条、細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）
「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 121 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 現在、自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としていますが、今後、協定規則第 121 号に規定する識別表示とします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。



（例）協定規則第121号の識別表示：



など

（方向指示器）（前部霧灯）

【適用時期】

適用範囲のうち、以下の適用時期に新たに製作される自動車：

対 象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上であって車両総重量が 5 t を超えるもの	平成 31 年 2 月 1 日以降
貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 12t を超えるもの	
上記以外の自動車	平成 29 年 2 月 1 日以降

③ その他

その他、誤記訂正、項目の整理等所要の改正を行います。

（2）装置型式指定規則の改正

「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則」及び「制動装置に係る協定規則」の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと。）の対象となる特定装置を追加等するため、第 2 条（特定装置の種類）、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

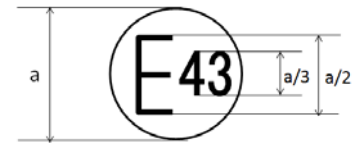
【改正概要】

- 第 2 条（特定装置の種類）関係
 - ・「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」を追加します。
- 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
 - ・「制動装置」は制動装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「操縦装置の配置及び識別表示装置」は操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、それぞれ型式指定を

受けたものとみなすこととします。

○第6条（特別な表示）関係

- ・第3号様式に定める表示方式（右記）については、「制動装置」及び「操縦装置の配置及び識別表示装置」について $a \geq 8$ とします。



単位：ミリメートル

(3) その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 25 年 8 月 30 日

施行：公布の日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

<http://www.unece.org/trans/main/welcwp29.html>